

鹿角市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和4年4月1日

鹿角市長 関 厚

1. 委託した事務

コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料収納事務

2. 委託の相手方

東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦

3. 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで